



国税を一時に納付できない場合の換価の猶予制度について

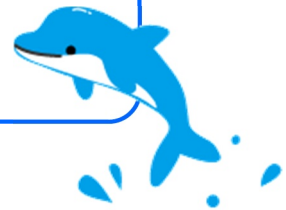
26年度の税制改正により、国税を一時に納付できない場合の換価の猶予の申請制度が創設されました。

国税を一時に納付することにより、**事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある**などの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6ヶ月以内に、所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用となりますので、法人では27年2月決算分から対象ということになります。

換価の猶予とは、今後差し押さえの対象となりうる財産の換価処分(公売)を、一定の要件に該当した場合に猶予し、分納を認めるという制度です。

猶予が認められると

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差し押さえや換価(売却)が猶予されます。



国税を納期限までに納めなかった場合は、まず督促状が送られてきます。その後、督促があっても納付されない場合に、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

換価の猶予制度は、従来、税務署長の職権により受けることができていましたが、26年度改正で、税務署長だけでなく、納税者自らが申請することで換価の猶予を受けられるようになりました。

申請の手続きをするには、下記の書類を所轄の税務署の徴収担当に提出をし、審査を受けることとなります。





【提出書類】

「換価の猶予申請書」

■このなかで分割納付計画を記載します。

「財産収支状況書」

担保の提供に関する書類

■次に該当する場合等は担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合



申請期限は、猶予を受けようとする国税の納期限から6ヶ月以内です。
提出した書類の内容を税務署が審査し、猶予の許可又は不許可が通知されます。
猶予が許可された場合、分割納付計画の通りに納付をする必要があります。

分割納付計画のとりの納付がない場合や、猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合には、猶予が認められた後でも、猶予が取り消されることがありますので、注意が必要です。

